

様式第二号の八 (第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和6年 6月27日	
山形市長 佐藤孝弘殿	
提出者	
住 所 山形県山形市籠田二丁目10番12号	
氏 名 小笠原建設 株式会社	
代表取締役 小笠原 雅彦	
電話番号 023-645-1831	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	小笠原建設 株式会社
事業場の所在地	山形県山形市籠田二丁目10番12号
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	総合建設業
② 事業の規模	35,000万円
③ 従業員数	22人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	がれき類 日本道路(株) 山形リサイクルセンター共同企業体 (中間処理) がれき類 岡崎工業(株) (中間処理) 木くず (株) ジオテック (中間処理) 廃プラスチック (株) ジオテック 金属くず アースリストア(株) 紙くず アースリストア(株)

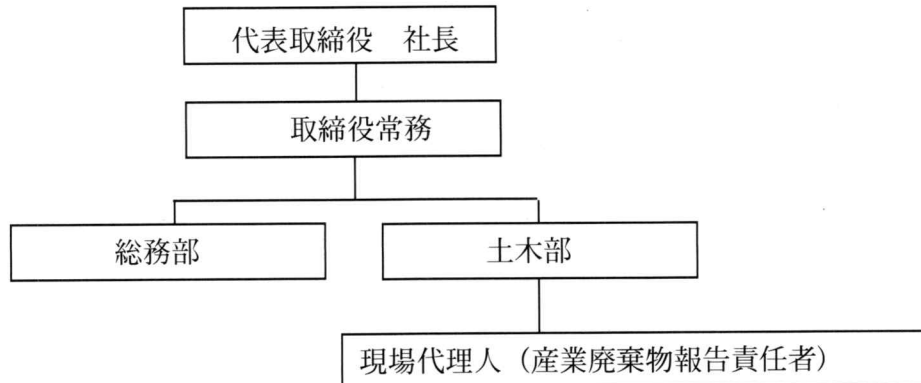


(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず・廃プラスチック・金属くず・紙くず
	排出量	986.06 t	245.80 t
	(これまでに実施した取組) 過積載の防止を行った。(がれき類・木くず・廃プラスチック・金属くず・紙くず)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず・廃プラスチック・金属くず・紙くず
	排出量	1000.0 t	200.0 t
	(今後実施する予定の取組) 過積載防止に努め、できるだけ分別しリサイクル活動に努める。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) コンクリート殻、アスファルト殻に分別
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) コンクリート殻、アスファルト殻に分別を行う。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（ 2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	（これまでに実施した取組） ・実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	（今後実施する予定の取組） ・実施予定はありません。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（ 2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	— t	— t
	（これまでに実施した取組） ・実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	— t	— t
	（今後実施する予定の取組） ・実施予定はありません。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（ 2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) ・実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定はありません。		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（ 2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず・廃プラスチック・金属くず・紙くず
	全処理委託量	986.06 t	245.80 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	986.06 t	245.80 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している。		

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず・廃プラスチック・金属くず・紙くず
	全処理委託量	1000.0t	200.0t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	1000.0t	200.0t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・可能な限り優良認定処理業者から選定する。 ・委託処理業者には定期的に現地確認を実施する。		
※事務処理欄			

(第2面)

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

[illegible]